

議案第 48 号

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 6 月 1 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成
26年桐生市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する
者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認
めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 48 号 桐生市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

厚生労働省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行おうとするものです。